

航空自衛隊 仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	----- カタログ製品（需品等関係製品）	C & L P S - K 9 9 2 0 0 9	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 2 年 6 月 1 5 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する需品、基地器材・電源及び事務機器・教材等（以下、“需品等”という。）関係の各機器のうち、市販のカタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

1.3.1 カタログ製品

製造者等の商品目録又は営業案内に製品の名称、型式、番号、種類、等級等が記載されており、製品の名称、型式、番号を指定することにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる市販品。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に規定する内容を優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

品名	カタログ製品（需品等関係製品）
----	-----------------

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表に指示するほか、次による。

2.1 一般事項

- a) 製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に適合していること。
- c) 本製品は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、本装置のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
なお、製品に対する適用については、調達品目表により指示する。
- d) 本製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。
なお、製品に対する適用については、調達品目表により指示する。

2.2 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4による。ただし、銘板については、調達品目表に指示する場合を除き、1種銘板とする。

2.3 品質管理

本製品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表により指示する。

3 監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

品	名	カタログ製品（需品等関係製品）
---	---	-----------------

4 出荷条件

4.1 包装

調達品目表に指示する場合を除き，商慣習による

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達品目表に指示する場合を除き，次の事項を見易い箇所に表示する。

- a) 調達要求番号
- b) 契約番号
- c) 物品番号
- d) 部品番号又は会社規格
- e) 品名
- f) 数量及び単位
- g) 製造番号（SERIAL No.）（適用される場合のみ）
- h) 納入年月
- i) 修補等請求期限
- j) 有効期限又は有効期間（期限付品目の場合）
- k) 契約相手方の名称

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は，調達品目表に指示する場合を除き，C&LPS-Y00007の4.1に基づき，次の書類を提出するものとする。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達品目表に指示する場合を除き，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

5.3 設置・調整

設置及び調整が必要な場合は，調達品目表により指示する。

5.4 情報保全

契約の相手方は，情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達），又は情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に定める特約条項により，サプライチェーン・リスク対応を行うものとする。